



東風

(2 5)

4月11日会社より回答！ 賃上げ2.18%、夏季一時金は2.0ヶ月！

私たちは、今春闘では子育て世代に手厚くする要求を3月26日会社へ提出。4月8日を回答指定日としていましたが、会社から3日遅れの11日に回答がありました。“アベノミクス効果”で円安・株価の上昇と、大企業にとっては好調の兆しが見え始めていますが、实体经济はまだまだ厳しい状況が続いており、会社からの回答は、夏季一時金2ヶ月と昨年同様の厳しいものとなっています。主な要求と回答内容を併せて以下に示します。是非、みなさんのご意見を組合掲示板または最寄りの組合員にお寄せ下さい。



主な春闘要求&回答内容(抜粋)

1. 賃上げ

- 1) 定期昇給に加え、年齢給を1,000円増額しベースアップを行うこと。

●回答

組合員対象平均で基準内給与を2.18%(7,680円)引き上げる。参考：昨年実績 2.15%(7,667円)

2. 夏季一時金

- 1) 支給方式は下記のとおりとすること。
(基本給+職務手当+技術手当+家族手当)×2.5ヶ月

●回答

(基本給+職務手当)×2ヶ月+(技術手当×1ヶ月)

- 2) 支給日を7月5日(金)とすること。

●回答

支給日を7月5日(金)とする。

- 3) 査定基準を明示すること。

●回答

①査定幅は、±30%とする。但し、±20%を超える対象者は管理職以上を原則とするが、特別なケースでは一般職もあり得るものとする。

②次の場合に特例査定幅を、±40%とする。

- 特別に多額の会社の利益に貢献し、又は会社信用を著しく高める成果をあげた者。
- 特別に多額な会社損失を招来し、又は会社信用に重大な打撃を与えた者。
- この特例査定は、管理職を対象とする。

③査定基準は、仕事の質、量的成果、勤務態度、協調性、処理能力、責任感等の評価により査定する。

- 4) 査定内容を各社員に文書にて明示すること。

●回答

査定結果は、可能な限り各社員に口頭で説明する。

3. 諸手当の増額

1) 住宅手当

住宅手当を下記のとおり増額すること

- | | |
|--------|---------|
| ①既婚世帯主 | 25,000円 |
| ②独身 | 18,000円 |

2) 家族手当

家族手当を下記のとおり増額すること。

- | | |
|-------------|---------|
| ①配偶者 | 20,000円 |
| ②配偶者を除く扶養家族 | 8,000円 |

(第2子以降、その他家族を含む)

●回答

政権が変わり、日本経済に及ぼす経済的効果が見え始めていますが、企業のIT投資への積極的な投資はまだ行われていない中で、受注環境は相変わらず厳しい状況であり、当社の今年度上期の売上も予算対比で未達成の状況となっており、現況から下期を推測するにまだなお厳しい受注難が続くとみられ、今後の見通しが立つ状況でないため、諸手当については現行通りとします。

4. 有給奨励日の実施について

- 1) 有給奨励日を下記の通り設けること。

- 4月30日(火)、5月1日(水)~2日(木)
- 2014年2月10日(月)

●回答

①について

4月30日、5月1日、5月2日を有給取得奨励日とする。但し、部内及びプロジェクトで業務に支障のないように調整して取得するものとする。

②について

カレンダー通りとする。